

建設公営企業常任委員会

所管事務調査「道路公園施設包括管理業務委託の実施について」

【質問項目】

1. プロポーザルにおける採点の集計方法の変更経緯と理由について

趣旨：集計方法の変更時期が専門委員による1次評価後であることとその理由を問う。

令和8年第3回定例会の6月19日の山口議員及び川島議員の一般質問において、今回の計算方式は「2次審査を行う前に採用しています。」と市長答弁されており、川島議員の一般質問において、1次評価の集計方法を変更したのは10月31日であると答弁されている。

6月8日の所管事務調査においては、「1次審査の段階から、誤差が出ないように、しっかりと正しい計算方式を採用するということで、それぞれ10点満点の配点をした後に掛け率を掛けて総合計を出すということで、今回についてはその計算方式を採用しているものです。」と答弁されている。

- (1) 市として、1次審査（書面）の日は10月31日であるという認識か。実際に各専門委員に評価シートを配布して採点されたものを集約したのはいつか。
- (2) 専門委員が各々で1次審査の採点をした時点では、集計方法の変更について議論されていないが、10月31日に委員が集まって集計方法の変更を協議するに至った経緯及び理由は何か。
- (3) 一般質問の市長答弁において、集計方法の変更時期について、「1次審査の時点から」ではなく、「2次審査を行う前」とした理由は何か。
- (4) 審査において各専門委員が手書きで採点した評価シートは、個票に当たらないのか。市の業者選定委員会において、「個票」とはどのような書類を指すのか。

2. 前払金の変更経緯と理由について

趣旨：前払金を変更した経緯及び契約締結決裁の修正がなされていなかった理由を問う。あわせて、決裁の誤りについて議会へ報告がなかった理由を問う。

令和8年5月28日付「芦屋市議会の請求に基づく監査の結果について」において、契約締結決裁では添付文書の「支払予定表」の前払金が20,000,000円となっていたが、令和7年4月1日付の契約書の支払予定表の前払金は50,000,000円となっていた。

- (1) 50,000,000円に変更するに至った経緯及び理由は何か。
- (2) 前払金を50,000,000円とすることが契約締結前の協議で決まっていたにも関わらず、その時点で決裁の修正が行われなかった理由及び令和7年11月に誤記載に気付いた際にも決裁の修正が行われなかった理由は何か。
- (3) 決裁の修正について議会へ報告しなかった理由は何か。

3. 障害者雇用状況の確認方法について

趣旨：プロポーザルの企業評価の項目である「障がい者雇用状況」の評点の根拠を問う。

評価項目の一つである「障がい者雇用状況」について、今回の応募事業者2者のいずれの評点も満点の12点としている。

- (1) それぞれの応募事業者から市に提出された書類は何か。
- (2) 満点をつけた根拠として、何の書類をどのように確認したのか。

以 上